

軽度者に対する福祉用具貸与の 例外給付申請手続について

令和2年4月

佐倉市役所 福祉部 介護保険課

介護給付班 (電話) 043 - 484 - 6174

I. 例外給付について

軽度者（要支援1・2及び要介護1※）の方の福祉用具の貸与について、その状態像から見て使用が想定しにくい品目に対しては、原則として保険給付は認められません。

ただし、軽度者であっても厚生労働省が告示で定める状態像に該当する方については、必要な用具の貸与が例外的に認められています（根拠法令①、②…11～13ページ）。

この貸与に当たっては、保険者（佐倉市）への申請が必要な場合がありますので、次ページより手続の要否を必ず確認してください。

※自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）の場合については、要支援1・2及び要介護1～3

軽度者には貸与費を算定しないとされている品目

車いす及び車いす付属品、特殊寝台及び特殊寝台付属品、床ずれ防止用具及び体位変換器
認知症老人徘徊感知器、移動用リフト（つり具の部分を除く）、自動排泄処理装置

目次 -----

| | |
|---------------------------|----|
| I. 例外給付について | 1 |
| II. 例外給付申請手続を要するかどうかの判断方法 | 2 |
| III. 例外給付申請の手順 | 5 |
| IV. 例外給付申請の注意点 | 8 |
| 付録 i 軽度者に対する福祉用具貸与フロー図 | 9 |
| 付録 ii 介護認定審査会資料サンプル | 10 |
| 付録 iii 根拠法令 | 11 |

Ⅱ. 例外給付申請手続を要するかどうかの判断方法

軽度者の福祉用具貸与に当たっては、以下の手順のとおり例外給付申請手続の要否を確認し、手続に漏れが無いよう十分に注意してください。なお、この確認については9ページの「軽度者に対する福祉用具貸与フロー図」にまとめていますので、併せてご確認ください。

--- 根拠法令③ (14、17ページ) -----
 原則として、次の表(根拠法令⑥…16、19ページ)の定めるところにより、基本調査の結果を用い、その要否を判断するものとする。

◆手順◆

- (1) 表の「厚生労働大臣が定める者のイ」(根拠法令⑥表2列目)より、用具を借りる理由に当たる利用者の状態像を確認する。
- (2) 表の「厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果」(根拠法令⑥表3列目)より、状態像の判断基準を確認する。
- (3) 利用者の介護認定審査会資料(サンプル10ページ)にある、「2 認定調査項目」を見て、判断基準に当てはまるか確認する。
 - ・判断基準に当てはまる場合→申請手続は**不要**
 - ・判断基準となる項目が有るが、当てはまらない場合→申請手続が**必要**
→5ページへ
 - ・判断基準となる項目が無い場合→次ページへ

例1) 特殊寝台及び特殊寝台付属品の場合

| 対象外種目 | 厚生労働大臣が定める者のイ | 厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果 |
|-----------------|---|--|
| イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品 | 次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者 | 基本調査1-4 「3. できない」 基本調査1-3 「3. できない」 |

根拠法令⑥抜粋

(1) 状態像

「日常的に起きあがり困難な者」もしくは「日常的に寝返りが困難な者」

(2) 判断基準

「日常的に起きあがり困難な者」…基本調査1-4(起き上がり)が「できない」

「日常的に寝返りが困難な者」…基本調査1-3(寝返り)が「できない」

(3) 審査会資料と照合

1-4(起き上がり)が「できない」もしくは1-3(寝返り)が「できない」

どちらかを満たしている → 貸与費算定可能(申請手続は**不要**)

どちらも満たしていない → 申請手続が**必要**(5ページへ)

例2) 車いす及び車いす付属品の場合

| 対象外種目 | 厚生労働大臣が定める者のイ | 厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果 |
|-------------------|--|---------------------------|
| ア 車いす及び 車いす付属品 | 次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者 | 基本調査1-7 「3. できない」 — |

根拠法令⑥抜粋

(1) 状態像

「日常的に歩行が困難な者」

もしくは「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」

(2) 判断基準

「日常的に歩行が困難な者」…1-7 (歩行) が「できない」

「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」…「—」

(3) 審査会資料と照合

- ・ 車いすを借りる理由が「日常的に歩行が困難」である場合
 - 1-7 (歩行) が「できない」 → 貸与費算定可能 (申請手続は**不要**)
 - 満たしていない → 申請手続が**必要** (5 ページへ)
- ・ 車いすを借りる理由が「日常生活範囲における移動の支援が特に必要」である場合
「—」 (審査会資料の中に判断基準となる項目がない) → 以下のとおり

▶ 審査会資料の中に判断基準となる項目がない場合

利用者の状態像が以下の2つの場合

- 車いす及び車いす付属品
(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者
- 移動用リフト
(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者

この場合、以下根拠法令④のとおり担当ケアマネジャーが貸与の必要性を検討することとなり、例外給付申請は**不要**です。なお、検討の結果、必要性が確認できなかった場合は、保険給付は認められません。

--- 根拠法令④ (14, 17 ページ) ---
主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者 (要支援の場合、指定介護予防支援事業者) が判断することとなる。

▶ 「移動用リフト」に関する注意点

「移動用リフト」の「昇降座椅子」は移乗を目的とした用具であるため、根拠法令⑥の表オの(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者かどうかの判断が必要になりますが、一部で(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者として佐倉市の確認を受けないまま貸与費を算定している事例がありました。

「移動用リフト」であっても段差の解消を目的としていない用具については根拠法令⑥の表オの(三)には該当しませんので、用具個々の本来の使用目的に応じて判断する必要があります。本来の使用目的が「立ち上がり」又は「移乗」である用具を使用しようとする場合は、例外給付申請の要否を確認し、必要に応じて佐倉市の確認を受けてください。

なお、移動用リフトの各品目の本来の使用目的については、以下のとおり分類しています。使用目的が以下に該当しない等、ご不明な点は個別にご相談ください。

<給付対象となる「移動用リフト」とは>

床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有する物であって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取付に住宅の改修を伴うものを除く。)

<移動用リフトの分類>

- A: 移乗もしくは立ち上りを目的とした用具 → 表の(一)か(二)で判断
- B: 段差の解消を目的とした用具 → 表の(三)で判断=例外給付申請不要
- C: 移乗を目的とした用具 → 表の(二)で判断

床走行式リフト → A (階段移動用リフトを除く)

つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスタ等で床又は階段等を移動し、目的の場所に人を移動させるもの。

※階段移動用リフト → B

固定式リフト → A

居室、浴室、浴槽等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの。

据置式リフト → A (段差解消機、起立補助機能付きの椅子を除く)

床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの(エレベーター及び階段昇降機は除く)。

※段差解消機 → B

※起立補助機能付きの椅子 → C (昇降座椅子はこちらに該当)

Ⅲ. 例外給付申請の手順

例外給付申請は、福祉用具の**貸与前**にケアマネジャー側で以下**1・2**を適正に行っていることについて、佐倉市が書面により確認するための手続です。申請の結果、**1・2**について適正に行っていることが確認できれば、保険給付が認められます。

--- 根拠法令⑤ (14、17ページ) -----

次のi) からiii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあつては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。

この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員（要支援の場合、担当職員）が聴取した居宅サービス計画（要支援の場合、介護予防サービス計画）に記載する医師の所見により確認する方法でも差支えない。

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に福祉用具が必要な状態に該当する者
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的な判断から福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者

1 医学的所見を確認する

医学的所見は、以下①～③のいずれかの方法にてケアマネジャーが確認し、「福祉用具貸与例外給付確認依頼書」にその内容を記載してください。

- ①主治医意見書
- ②医師の診断書
- ③担当のケアマネジャーが主治医から聴取

➤ **③の注意点**

医師からの直接聴取が原則であり、**利用者本人や家族を經由しての聴取は認められません。**

ただし、総合病院等において日程調整に時間がかかる等で直接聴取が困難な場合は、病院相談員等の病院スタッフ経由での聴取で足りるものとします。また、確認方法については面会に限らず電話やFAXでも結構です。

2 福祉用具貸与の必要性を検討する

福祉用具貸与は、日常生活の自立支援を目的としたサービスですので、例えば、本人や家族の希望だけで用具を導入したり、認定の更新により軽度者になった場合に「今まで利用していた用具で、便利だから継続利用する」等、安易な利用により利用者の自立を阻むことの無いよう、医学的所見をふまえた検討を十分に行ってください。

- ▶ **サービス担当者会議の要点（要支援の場合、支援経過記録）の記載について**
単に「福祉用具〇〇が必要である」ではなく、医学的所見をふまえて、福祉用具種目の必要性、期待される効果等について具体的に記載してください。
- ▶ **居宅サービス計画書（１）（２）（要支援の場合、支援計画表）の記載について**
計画書（１）：
総合的な援助の方針欄に、主治医氏名及び医学的所見を明記してください。
（第４表の検討内容に記載でも可）
計画書（２）：
該当する福祉用具を必要とする理由や、期間に応じた具体的な目標等を明記してください。

3 佐倉市に必要書類を提出する

提出書類

①「福祉用具貸与例外給付確認依頼書」

※佐倉市HPよりダウンロード可 <http://www.city.sakura.lg.jp/0000001614.html>

②サービス担当者会議の要点（要支援の場合、支援経過記録）の写し

③居宅サービス計画（１）（２）（要支援の場合、支援計画書）の写し

※②、③について、暫定プランを作成していた場合はその写しも提出してください。
（②は、認定後にサービス内容の変更が無く、サービス担当者会議を開催しなかった場合は、暫定時の記録のみで結構です。）

※書類提出が遅れそうな場合は８ページ「1. 遡及適用について」のとおり対応してください。

▶ 例外給付確認依頼書の記載について

1. 申請者名

申請は担当の居宅介護支援事業所（要支援の方は地域包括支援センター）名で行います。
※要支援の方で居宅介護支援事業所に委託している場合であっても、担当地域包括支援センター名で申請してください。

2. 医学的所見の確認方法

「主治医意見書」「主治医の診断書」「主治医に直接聴取」「主治医に文書照会」等、情報入手元・入手手段が明確にわかるよう記載してください。
※利用者本人や家族を経由しての聴取は認められません。

3. 福祉用具が必要な理由

i) ～ iii) の状態像のいずれかに該当することについて、明確に判別できる内容を記載してください。（「福祉用具貸与例外給付確認依頼書」は医師が記載する必要はありません。主治医から確認した内容を、ケアマネジャーが記載してください。）

記載例（特殊寝台及び付属品の場合）：

- 「がん末期の状態悪化により短期間で起き上がりが困難な状況に至ると確実に見込まれ、福祉用具貸与の例外給付の状態像 ii に該当する。」
- ×「パーキンソン病」（診断名だけの記載）
- ×「ギャッジベッドが必要」（福祉用具の必要性だけの記載）

▶ 書類提出後の流れ

佐倉市が内容を審査し、その結果として「福祉用具貸与例外給付確認通知書」を担当の居宅介護支援事業所（要支援の場合、地域包括支援センター）へ送付します（書類提出後1週間～10日程度）。

（参考：各手順の確認について）

1が適正に行われていることの確認：

「福祉用具貸与例外給付確認依頼書」の記載内容

2が適正に行われていることの確認：

サービス担当者会議（支援経過記録）の要点

居宅サービス計画（1）（2）（支援計画書）の写し

IV. 例外給付申請の注意点

1. 遡及適用について

当該貸与費の保険給付が認められるのは、原則として**例外給付申請日以降**の貸与分となるため、**貸与前**に申請をしておく必要があります。

ただし、要介護認定結果が出るのが遅れているため貸与前に軽度者該当の確認ができない等の理由により、貸与前に例外給付申請ができないような場合は、以下①～③を満たしている場合に限り、例外的に市への**連絡日以降**の保険給付を認めることとします。

- ①申請が遅れる旨、**貸与前**に市の介護給付担当に連絡している。
- ②市の担当で、申請が遅れる理由が正当であると判断。
- ③**Ⅲ. 例外給付申請の手順**の①・②が適正に行われている。

なお、上記③のとおり、申請が遅れる場合であっても**貸与前**に医学的所見を確認し、サービス担当者会議等により貸与の必要性を確認しておく必要があります。（認定結果が出ていない場合は、暫定プランを作成しなければ利用できません。）

2. 主治医の医学的所見の確認時期について

例外給付申請の場合、福祉用具貸与の必要性の判断については、サービス担当者会議において医学的所見をふまえた検討を行う必要があるため、医学的所見の確認日は、**サービス担当者会議開催日以前**となります。確認方法は、面会に限らず電話やFAXでも結構です。

3. 要介護（要支援）認定の更新に合わせた貸与継続について

認定の更新結果も軽度であって、貸与を継続する場合は、改めて**Ⅲ. 例外給付申請の手順**の①～③を行う必要があります。市の確認が無いまま貸与を継続することはできませんので、新しい認定期間が始まる**前**に手続をしてください。

4. 主治医の医学的所見の再活用について

新たに軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付確認依頼を行ってから**短期間で区分変更又は更新申請を行う場合**でも再申請が必要になりますが、状態に変化が見られない利用者（要介護度（要支援度）の変更がない利用者）に限り、区分変更・更新認定前に取得した医学的所見を再度活用する扱いで差し支えないものとします。再活用可能かどうかの判断については個別にご相談ください。

軽度者に対する福祉用具貸与 フロー図

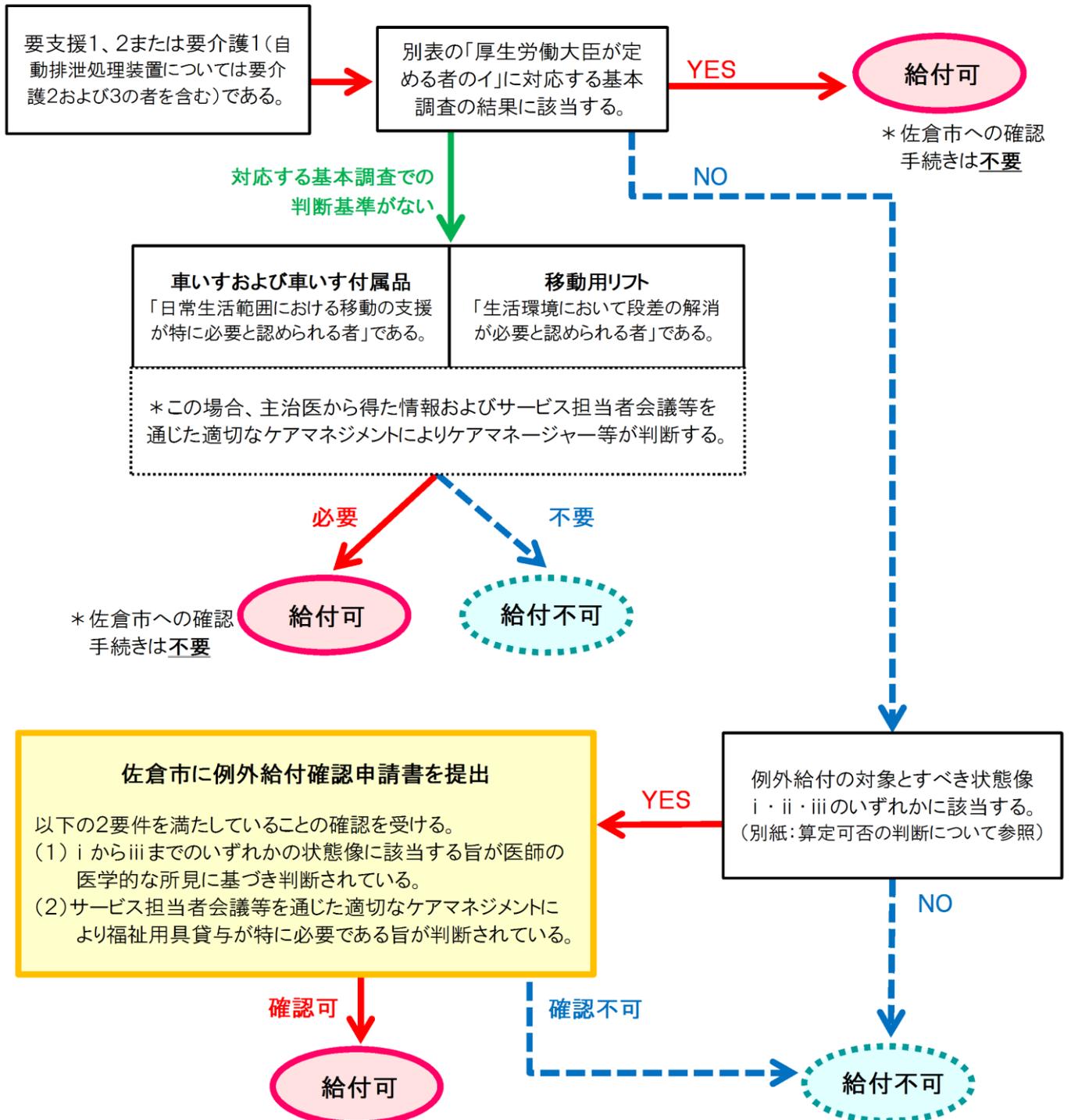
■ 軽度者＝要支援1, 2または要介護1(自動排泄処理装置については要介護2および3を含む)の者

■ 福祉用具貸与の給付要件

| ① | | | | | | |
|---|----------------------------|-------------|-----------|---------------------|------------|--------------|
| 車いす および 車いす 付属品 | 特殊寝台 および 特殊寝台 付属品 | 床ずれ 防止用具 | 体位 変換器 | 認知症 老人徘徊 感知機器 | 移動用 リフト | 自動排泄 処理装置 |
| 給付要件: 別表に定める「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当しなければならない。 | | | | | | |

| ② | | | |
|-----------------|------|-----|------------|
| 手すり | スロープ | 歩行器 | 歩行補助 つえ |
| 給付要件:なし →保険給付可能 | | | |

■ ①の種目に係る福祉用具貸与の判断手順



写 佐倉市長

介護認定審査会資料[取扱注意]

作成
申請
調査
原本

申請区分 : 被保険者区分 : 保険者番号 : 122127 年齢 : 性別 :

被保険者番号 :

前回認定有効期間 : 前回要介護度 : 前回要介護1の状態像の例 : 特定疾病 : < 1 一次判定等 > (この分数は、実際のケア時間を示すものではない)

一次判定結果 : (前回) 要介護認定等基準時間 : (前回)

例外給付申請手続きの要否の確認時は、対象者のこの部分の結果を参照します。(詳細は2ページ)

Table with 9 columns: 食事, 排泄, 移動, 清潔保持, 間接, BPSD関連, 機能訓練, 医療関連, 認知症加算. Each cell contains a different hatched pattern.

警告コード :

< 3 中間評価項目得点 >

Table with 6 columns: 第1群, 第2群, 第3群, 第4群, 第5群, 平均

< 4 日常生活自立度 >

訪問 (前回) 意見 (前回) 障害高齢者自立度 : 認知症高齢者自立度 :

< 5 認知機能・状態の安定性の評価結果 >

認知症高齢者の日常生活自立度 (前回) 認定調査結果 : 主治医意見書 : 認知症自立度II以上の蓋然性 : 状態の安定性 : 給付区分 :

主治医意見書項目 (前回)

短期記憶 : 認知能力 : 伝達能力 : 食事行為 :

< 6 現在のサービス利用状況 > (なし)

Large table with 4 columns: 調査項目, 調査結果, 前回結果, 比較. It is divided into sections: 第1群 身体機能・起居動作, 第2群 生活機能, 第3群 認知機能, 第4群 精神・行動性, 第5群 社会生活への適応, and < 特別な医療 >.

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

(平成十二年二月十日)

(厚生省告示第十九号)

11 福祉用具貸与費（1月につき）

指定福祉用具貸与事業所（指定居宅サービス基準第 194 条第 1 項に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。）において、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス基準第 193 条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される 1 単位の単価で除して得た単位数（1 単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とする。

～略～

注 4 要介護状態区分が要介護 1 である者に対して、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成 11 年厚生省告示第 93 号）第 1 項に規定する車いす、同告示第 2 項に規定する車いす付属品、同告示第 3 項に規定する特殊寝台、同告示第 4 項に規定する特殊寝台付属品、同告示第 5 項に規定する床ずれ防止用具、同告示第 6 項に規定する体位変換器、同告示第 11 項に規定する認知症老人徘徊感知機器及び同告示第 12 項に規定する移動用リフトに係る指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。また、要介護状態区分が要介護 1、要介護 2 又は要介護 3 である者に対して、同告示第 13 項に規定する自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）に係る指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対する場合については、この限りでない。

○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

(平成十八年三月十四日)

(厚生労働省告示第百二十七号)

11 福祉用具貸与費（1月につき）

指定介護予防福祉用具貸与事業所（指定介護予防サービス基準第 266 条第 1 項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。）において、指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス基準第 265 条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される 1 単位の単価で除して得た単位数（1 単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とする。

～略～

注 4 要支援者に対して、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成 11 年厚生省告示第 93 号）第 1 項に規定する車いす、同告示第 2 項に規定する車いす付属品、同告示第 3 項に規定する特殊寝台、同告示第 4 項に規定する特殊寝台付属品、同告示第 5 項に規定する床ずれ防止用具、同告示第 6 項に規定する体位変換器、同告示第 11 項に規定する認知症老人徘徊感知機器及び同告示第 12 項に規定する移動用リフトに係る指定介護予防福祉用具貸与を行った場合は、指定介護予防福祉用具貸与費は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対する場合については、この限りでない。

○厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等

(平成二十七年三月二十三日)

(厚生労働省告示第九十四号)

三十一 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注4の厚生労働大臣が定める者

イ 次に掲げる福祉用具の種類に応じ、それぞれ次に掲げる者

- (1) 車いす及び車いす付属品 次にいずれかに該当する者
 - (一) 日常的に歩行が困難な者
 - (二) 日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者
- (2) 特殊寝台及び特殊寝台付属品 次にいずれかに該当する者
 - (一) 日常的に起きあがり困難な者
 - (二) 日常的に寝返りが困難な者
- (3) 床ずれ防止用具及び体位変換器 日常的に寝返りが困難な者
- (4) 認知症老人徘徊^{はいかい}感知機器 次にいずれにも該当する者
 - (一) 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者
 - (二) 移動において全介助を必要としない者
- (5) 移動用リフト(つり具の部分を除く。) 次にいずれかに該当する者
 - (一) 日常的に立ち上がりが困難な者
 - (二) 移乗において一部介助又は全介助を必要とする者
 - (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者
- (6) 自動排泄^{せつ}処理装置 次にいずれにも該当する者
 - (一) 排便において全介助を必要とする者
 - (二) 移乗において全介助を必要とする者

八十八 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防福祉用具貸与費の注4の厚生労働大臣が定める者

第三十一号に規定する者

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

(2) 要介護1の者等に係る指定福祉用具貸与費

① 算定の可否の判断基準

要介護1の者に係る指定福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト（つり具の部分を除く。）」及び「自動排泄処理装置」（以下「対象外種目」という。）に対しては、原則として算定できない。また、「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）」については、要介護1の者に加え、要介護2及び要介護3の者に対しては、原則として算定できない。しかしながら利用者等告示第31号のイで定める状態像に該当する者については、軽度者（要介護1の者をいう。ただし、自動排泄処理装置については、要介護1、要介護2及び要介護3の者をいう。以下(2)において同じ。）であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。

ア 原則として次の表の定めるところにより、「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成11年厚生省告示第91号）別表第一の調査票のうち基本調査の直近の結果（以下単に「基本調査の結果」という。）を用い、その可否を判断するものとする。

イ ただし、アの(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。

ウ また、アにかかわらず、次のi)からiii)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その可否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第31号のイに該当する者

（例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイに該当することが確実に見込まれる者

（例 がん末期の急速な状態悪化）

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当すると判断できる者

（例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

注 括弧内の状態は、あくまでもi)～iii)の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i)～iii)の状態であると判断される場合もありうる。

⑤

③

④

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

② 基本調査結果による判断の方法

指定福祉用具貸与事業者は、軽度者に対して、対象外種目に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合には、①の表に従い、「厚生労働大臣が定める者」のイへの該当性を判断するための基本調査の結果の確認については、次に定める方法による。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければならない。

ア 当該軽度者の担当である指定居宅介護支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第一の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「調査票の写し」という。）の内容が確認できる文書を入手することによること。

イ 当該軽度者に担当の指定居宅介護支援事業者がない場合にあつては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。

表

| 対象外種目 | 厚生労働大臣が定める者のイ | 厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果 |
|-------------------------|--|---|
| ア 車いす及び 車いす付属品 | 次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者 | 基本調査 1-7 「3. できない」 — |
| イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品 | 次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者 | 基本調査 1-4 「3. できない」 基本調査 1-3 「3. できない」 |
| ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器 | 日常的に寝返りが困難な者 | 基本調査 1-3 「3. できない」 |
| エ 認知症老人 徘徊感知機器 | 次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、 記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者 | 基本調査 3-1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3-2～基本調査 3-7 のいずれか「2. できない」 又は 基本調査 3-8～基本調査 4-15 のいずれかが「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、 認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査 2-2 「4. 全介助」以外 |
| オ 移動用リフト (つり具の部分を除く) | 次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者 | 基本調査 1-8 「3. できない」 基本調査 2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 — |
| カ 自動排泄処理装置 | 次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者 | 基本調査 2-6 「4. 全介助」 基本調査 2-1 「4. 全介助」 |

※オのうち、昇降座椅子は、床からの昇降を補助するものなので、基本調査で判断する場合は、1-8「立ち上がり」ではなく2-1「移乗」で判断してください。(H19 厚生労働省通知より)

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発0317001・老振発0317001・老老発0317001、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）

(2) 要支援1又は要支援2の者に係る指定介護予防福祉用具貸与費

① 算定の可否の判断基準

要支援1又は要支援2の者（以下(2)において「軽度者」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト（つり具の部分を除く。）」及び「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）」（以下「対象外種目」という。）に対しては、原則として算定できない。

しかしながら利用者等告示第88号において準用する第31号のイで定める状態像に該当する者については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定介護予防福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。

ア 原則として次の表の定めるところにより、「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成11年厚生省告示第91号）別表第一の調査票のうち基本調査の直近の結果（以下単に「基本調査の結果」という。）を用い、その可否を判断するものとする。

③

イ ただし、アの(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定介護予防支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、介護予防サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。

④

ウ また、アにかかわらず、次のi)からiii)までのいずれかに

⑤

該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより介護予防福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについては、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その可否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当職員が聴取した介護予防サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第88号において準用する第31号のイに該当する者

（例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに95号告示第79号において準用する第25号のイに該当することが確実に見込まれる者

（例 がん末期の急速な状態悪化）

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第88号において準用する第31号のイに該当すると判断できる者

（例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

注 括弧内の状態は、あくまでもi)～iii)の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i)～iii)の状態であると判断される場合もありうる。

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発0317001・老振発0317001・老老発0317001、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）

② 基本調査結果による判断の方法

指定介護予防福祉用具貸与事業者は、軽度者に対して、対象外種目に係る介護予防福祉用具貸与費を算定する場合には、①の表に従い、「厚生労働大臣が定める者」のイへの該当性を判断するための基本調査の結果の確認については、次に定める方法による。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければならない。

ア 当該軽度者の担当である指定介護予防支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第一の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「調査票の写し」という。）の内容が確認できる文書を入手することによること。

イ 当該軽度者に担当の指定介護予防支援事業者がない場合にあっては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。

表

| 対象外種目 | 厚生労働大臣が定める者のイ | 厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果 |
|-------------------------|--|---|
| ア 車いす及び 車いす付属品 | 次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者 | 基本調査 1-7 「3. できない」 — |
| イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品 | 次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者 | 基本調査 1-4 「3. できない」 基本調査 1-3 「3. できない」 |
| ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器 | 日常的に寝返りが困難な者 | 基本調査 1-3 「3. できない」 |
| エ 認知症老人 徘徊感知機器 | 次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、 記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者 | 基本調査 3-1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3-2～基本調査 3-7 のいずれか「2. できない」 又は 基本調査 3-8～基本調査 4-15 のいずれかが「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、 認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査 2-2 「4. 全介助」以外 |
| オ 移動用リフト (つり具の部分を除く) | 次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者 | 基本調査 1-8 「3. できない」 基本調査 2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 — |
| カ 自動排泄処理装置 | 次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者 | 基本調査 2-6 「4. 全介助」 基本調査 2-1 「4. 全介助」 |

※オのうち、昇降座椅子は、床からの昇降を補助するものなので、基本調査で判断する場合は、1-8「立ち上がり」ではなく2-1「移乗」で判断してください。(H19 厚生労働省通知より)